

## 提案第 7 号

### 交通関係事業の取扱いについて

- 1 稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業（ふれ愛タクシー）については、合併翌年度（平成 17 年度）から廃止する。中島郡祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後 3 年間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を 100 円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。
- 2 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受け付けを停止する。
- 3 防犯灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 6 交通関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業（ふれ愛タクシー）については、合併翌年度（平成17年度）から廃止する。中島郡祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後3年間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を100円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。</p> <p>2 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受付を停止する。</p> <p>3 防犯灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p>

【提案理由】

- 1 稲沢市が実施しているふれ愛タクシーについては、試行期間中における利用客数その他の利用状況を勘案したものである。祖父江町が実施している巡回バス事業については、「朝夕コース」は、合併後3年間を目途に、経過的に継続して実施することとし、「地域と公共施設巡回コース」は、利用状況を勘案し、廃止するものである。ただし、利用料金については、受益者負担の原則に則り、100円を徴収することとする。
- 2 現在は民間の災害保険が充実しており、また、1市2町で行っている共済事業については、加入率低下の傾向にあることから、引き続き、行政が本事業を行っていく必要性が薄れてきているため。
- 3 防犯灯設置等に係る補助制度については、各地域の需要に応じた整備・運用を確保することができる制度に統一するためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針																															
公共交通機関の充実	<p>事業名 稲沢市コミュニティ・タクシー運行試 行事業（ふれ愛タクシー）</p> <p>概要 路線バス休廃止に伴う代替交通手段 として、空車タクシーを乗合い方式によ り利用し、住民の生活交通の確保を図る ことを目的に試行。</p> <p>・運行日 毎日（1月1～3日、12月 29日～31日は運休）</p> <p>・利用料金 路線毎に1人1乗車100円 保護者同伴未就学児童は無料</p> <p>・路線 4路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>便数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国府宮線</td> <td>総合文化センター～老人 福祉センターさくら館</td> <td rowspan="4">上り、 下り各8 便</td> </tr> <tr> <td>大里線</td> <td>老人福祉センターさくら 館～中之庄町</td> </tr> <tr> <td>大塚線</td> <td>老人福祉センターさくら 館～稲沢高校前</td> </tr> <tr> <td>千代田線</td> <td>稲沢高校前～千代田市民 センター</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	便数	国府宮線	総合文化センター～老人 福祉センターさくら館	上り、 下り各8 便	大里線	老人福祉センターさくら 館～中之庄町	大塚線	老人福祉センターさくら 館～稲沢高校前	千代田線	稲沢高校前～千代田市民 センター	<p>事業名 祖父江町巡回バス運行管理業務委託 事業（祖父江町巡回バス）</p> <p>概要 老人福祉センター利用者の利便を図 るために運行開始。その後、公共施設巡 回路線、路線バス廃止に伴う代替路線を 追加・整理し運行。</p> <p>・運行日 月～土曜日（日曜日・祝日・ 年未年始は運休）</p> <p>・利用料金 無料</p> <p>・路線 6路線 （朝夕コース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>便数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森上線</td> <td>森上駅～王子板紙前</td> <td>朝6便 夕9便</td> </tr> <tr> <td>上丸淵線</td> <td>上丸淵駅～地泉院</td> <td>朝4便 夕6便</td> </tr> </tbody> </table> <p>（地域と公共施設巡回コース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>便数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>祖父江線</td> <td>2便</td> </tr> <tr> <td>山崎線</td> <td>2便</td> </tr> <tr> <td>領内・丸甲線</td> <td>2便</td> </tr> <tr> <td>牧川・長岡線</td> <td>2便</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	便数	森上線	森上駅～王子板紙前	朝6便 夕9便	上丸淵線	上丸淵駅～地泉院	朝4便 夕6便	路線名	便数	祖父江線	2便	山崎線	2便	領内・丸甲線	2便	牧川・長岡線	2便	<p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業については、合併翌年度（平成17年度）から廃止する。</li> <li>祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後3年間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を100円とし、「地域と公共施設巡回コース」を廃止する。</li> </ul> <p>合併後3年間を目途に、経過措置として実施するものであり、その間、利用状況を勘案しながら事業のあり方について検討する。</p> <p>運行の無くなる昼間の時間帯は、他分野も視野に入れ、別途、バス車両を活用していくこととする。</p>
路線名	区 間	便数																																	
国府宮線	総合文化センター～老人 福祉センターさくら館	上り、 下り各8 便																																	
大里線	老人福祉センターさくら 館～中之庄町																																		
大塚線	老人福祉センターさくら 館～稲沢高校前																																		
千代田線	稲沢高校前～千代田市民 センター																																		
路線名	区 間	便数																																	
森上線	森上駅～王子板紙前	朝6便 夕9便																																	
上丸淵線	上丸淵駅～地泉院	朝4便 夕6便																																	
路線名	便数																																		
祖父江線	2便																																		
山崎線	2便																																		
領内・丸甲線	2便																																		
牧川・長岡線	2便																																		

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費 負担金4,165,800円 平成14年度決算額 走行距離に応じて100円/kmで積算</li> <li>・ 根拠法令 稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業実施要綱</li> <li>・ 実績 運行日数 197日 総便数 13,939便 総利用者数 6,033人 利用率 0.43人/便 平成14年7月19日から平成15年3月31日までの実績 追加便を除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費 委託金33,390,000円 平成14年度決算額 小型バス(2台)による運行</li> <li>・ 実績 走行距離 425.7km/日 利用者数 53,590人/年 内、朝夕コース： 40,950人/年 地域と公共施設巡回コース： 12,640人/年 平成14年度実績</li> </ul>		
交通災害共済事業	<p>概要 市の直営による。掛金を徴収し、国内における交通事故による災害を受けた場合に見舞金を支給する。</p> <p>市民交通災害共済事業基金 平成14年度末現在高 30,700,115円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済掛金 360円/年/人 生活保護者については、市が掛金を負担 途中加入の場合：残月×30円</li> </ul>	<p>概要 尾張市町交通災害共済組合に加入。組合に掛金を送金することにより、交通事故が発生し、災害を受けた場合は、見舞金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済掛金 500円/年/人 9月30日以降加入の場合：300円</li> </ul>	<p>概要 尾張市町交通災害共済組合に加入。組合に掛金を送金することにより、交通事故が発生し、災害を受けた場合は、見舞金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済掛金 500円/年/人 生活保護者については、町が掛金を負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受け付けを停止する。</li> <li>祖父江町及び平和町は、合併の前日をもって尾張市町交通災害共済組合を脱退する。</li> </ul>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済期間 4月1日から翌年3月31日</li> <li>・ 共済見舞金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(死亡) 800千円</li> <li>(傷害) 10~500千円</li> </ul> </li> <li>・ 根拠法令 稲沢市民交通災害共済条例</li> <li>・ 実績(平成14年度決算) <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者 38,175人</li> <li>加入率 37.7%</li> <li>給付金額 9,060千円(死亡3人・傷害200人)</li> </ul> </li> </ul> <p>稲沢市民交通災害共済審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員定数 6人以内</li> <li>・ 現員数 5人</li> <li>・ 任期 2年</li> <li>・ 内容 共済見舞金の支払等に関する重要事項の審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済期間 4月1日から翌年3月31日</li> <li>・ 共済給付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(死亡) 1,500千円</li> <li>(傷害) 10~800千円</li> </ul> </li> <li>・ 実績(平成14年度決算) <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者 13,260人</li> <li>加入率 57.2%</li> <li>給付金額 770千円(死亡0人・傷害26人)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済期間 4月1日から翌年3月31日</li> <li>・ 共済給付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(死亡) 1,500千円</li> <li>(傷害) 10~800千円</li> </ul> </li> <li>・ 実績(平成14年度決算) <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者 10,055人</li> <li>加入率 75.6%</li> <li>給付金額 1,190千円(死亡1人・傷害15人)</li> </ul> </li> </ul>	<p>尾張市町交通災害共済組合脱退後2年間(平成18年度末まで)における、現祖父江町及び現平和町における被保険者への給付については、受付は新市において行い、支払は組合が行うこととする方向で調整する。</p> <p>稲沢市民交通災害共済審査委員会は、合併後2年間を目途に廃止する。</p>
防犯対策	<p>防犯灯設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置主体 各行政区(費用は、稲沢市防犯協会が全額補助)</li> <li>・ 修繕等維持管理 全額各地区負担</li> <li>・ 電気料金 全額各地区負担</li> </ul>	<p>防犯灯設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置主体 町(費用は、町が全額負担)</li> <li>・ 修繕等維持管理 全額町負担</li> <li>・ 電気料金 全額町負担</li> </ul> <p>一部、各行政区設置分あり。この維持管理及び電気料金は全額地区負担。</p>	<p>防犯灯設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置主体 各行政区(費用は、町が上限32千円で補助)</li> <li>・ 修繕等維持管理 全額各行政区負担</li> <li>・ 電気料金 全額各地区負担</li> </ul> <p>一部、町設置分あり。この維持管理及び電気料金は全額町負担。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併時に稲沢市の制度に統一する。</li> </ul>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	防犯活動 ・ 稲沢市防犯協会が実施（通年）	防犯活動 ・ 地域安全運動（年4回） ・ 祖父江町防犯交通安全推進協会と連携	防犯活動 ・ 年末防犯運動 ・ 平和町防犯交通安全推進協議会と連携	
公共的 団体等	稲沢市防犯協会 ・ 主な事業 稲沢市内における防犯体制の確立 ・ 会長 稲沢市長 ・ 委員数 99人 ・ 負担金 7,723千円(平成15年度予算)	祖父江町防犯委員会 ・ 主な事業 防犯活動の実践、犯罪の未然防止 ・ 委員数 34人 ・ 負担金等 なし（町防犯交通安全推進協会から謝礼あり）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲沢市防犯協会、祖父江町防犯交通安全推進協会（防犯分野）及び平和町防犯交通安全推進協議会（防犯分野）については、新市の一体性を保つため、できる限り統合に向け調整に努める。</li> <li>・ 祖父江町防犯委員会については、廃止の方向で調整する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">稲沢中島広域事務組合水道事務所は、合併の前日をもって、稲沢市防犯協会から脱退する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<p>稲沢市交通安全推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業 交通安全広報活動、交通 道徳の高揚</li> <li>・会長 稲沢市長</li> <li>・委員数 71人</li> <li>・補助金 4,096千円(平成15年度予算)</li> </ul>	<p>祖父江町防犯交通安全推進協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業 防犯・交通安全施設の設 置及び修繕</li> <li>・会長 祖父江町長</li> <li>・委員数 56人</li> <li>・補助金 1,100千円(平成15年度予算)</li> </ul>	<p>平和町防犯交通安全推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業 防犯思想の啓発、交通安 全教育及び広報活動等</li> <li>・会長 平和町長</li> <li>・委員数 134名</li> <li>・補助金 600千円(平成15年度予算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲沢市交通安全推進協議会、祖父江町防犯交通安全推進協会（交通安全分野）及び平和町防犯交通安全推進協議会（交通安全分野）については、新市の一体性を保つため、できる限り統合に向け調整に努める。</li> </ul>
	<p>稲沢防犯協会連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業 1市2町域の防犯体制の 確立</li> <li>・会長 市防犯協会長である者</li> <li>・委員数 39人</li> <li>・負担金 800千円（平成15年度予算）</li> </ul>	<p>稲沢防犯協会連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業 1市2町域の防犯体制の 確立</li> <li>・会長 市防犯協会長である者</li> <li>・委員数 39人</li> <li>・負担金 347千円(平成15年度予算)</li> </ul>	<p>稲沢防犯協会連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業 1市2町域の防犯体制の 確立</li> <li>・会長 市防犯協会長である者</li> <li>・委員数 39人</li> <li>・負担金 180千円(平成15年度予算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</li> </ul>

【先進事例】

市町村名	合併の期日	交通関係事業の取扱い
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。
三重県 いなべ市 (新設合併)	平成15年12月1日	交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。 また、放置自動車及び放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。
岐阜県 山県市 (新設合併)	平成15年4月1日	高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。 (1) 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。 (2) 料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。 (3) 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	(1) 交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (2) 巡回バス等については、新市において検討する。 (3) その他交通に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。



## 【法令・取扱通知等】

### 道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）

#### （一般旅客自動車運送事業の許可）

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第1号イから八までに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

#### （禁止行為）

第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。

#### （有償運送の禁止及び賃貸の制限）

第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。